

報道関係 各位

田辺市環境課
課長 久畑 弘幸

平成30年度 田辺市営墓地使用者募集（一次募集）について

田辺市では、下記の通り、田辺市営墓地の使用者を募集します。
募集要項等については、別紙の通りですので、報道方よろしくお願いたします。

記

■ 申込受付期間

平成30年 7月17日（火）～31日（火）

■ 募集区画

芳養みどり墓地（西墓地）	41区画
芳養みどり墓地（東墓地）	2区画
神子浜墓地	5区画
本宮町大居墓地	2区画

※詳細につきましては、別紙募集要項をご覧ください。

事務担当

田辺市市民環境部 環境課
環境対策係：山根木
〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地
TEL：26-9927 FAX：26-7255

平成 30 年度 田辺市営墓地使用者募集（一次募集）について

田辺市営墓地の利用者を下記のとおり、募集します。申込資格・注意事項等をご確認の上、お申込みください。

(1) 募集区画

募集している区画や区画の詳細については、別紙資料をご覧ください。

(2) 申込資格

申込みできるのは、次の①②③④の要件を全て満たす方となります。現地確認の上、必ず下記注意事項をお守りください。

- ① 田辺市に住民登録をしている方。
- ② 現在、自宅等で遺骨を所持・保管されている方、または、民間墓地から市営墓地に移転を希望されている方。
- ③ 使用許可を受けた後、1年以内に遺骨を埋蔵される方。
- ④ 現在、市営墓地を持っていない方。

(3) 申込みにあたっての注意事項

- 1) 申込みは1世帯につき1区画までです。
- 2) 複数の世帯の方が同じ遺骨を埋蔵する為に重複して申し込む事はできません。
- 3) 公募している墓地の土葬はできません。
- 4) 墓地の譲渡、貸付はできません。
- 5) 不正な申込みが明らかになった場合は全て無効といたします。
- 6) 天神霊苑市管理区画につきましては、天神霊苑管理委員会にて苑内清掃していただいていることから、管理委員会へ氏名・住所・連絡先をお伝えするとともに、管理費として「年間2,000円」が別途必要となります。

(4) 申込受付期間及び場所

[受付期間] 平成30年7月17日(火)～31日(火) ※土・日・祝祭日を除きます。

[受付時間] 午前8時30分～午後5時15分

[受付場所] 田辺市役所本庁舎 2階環境課

(5) 申込方法

「田辺市墓地使用申込書」に必要事項を記入・押印の上、田辺市役所環境課までご提出ください。(用紙は、環境課・芳養連絡所及び各行政局住民福祉課にあります。)

なお、郵送の場合は、田辺市役所環境課まで7月31日(火)必着でお願いします。

(6) 墓地使用許可予定者及び補欠者の決定

同一区画に申込者が1名の場合は、無抽選で決定します。

同一区画に申込者が2名以上の場合は、公開抽選により決定し、抽選結果は当選者のみ通知いたします。また、1名の補欠者を決定しておきますので、当選者に辞退がある場合は、繰り上げて当選者といたします。

[公開抽選] 8月17日(金)午後2時～

[抽選会場] 田辺市役所 3階第一会議室

(7) 墓地使用許可申請手続き

当選者には「田辺市墓地使用許可申請書」を送付しますので、申請書に必要事項を記入・押印の上、下記の書類を添えて、8月31日(金)までに提出をお願いします。

提出の無い場合は、当選を無効としますので、ご注意ください。

申請に必要な書類

- 1) 田辺市墓地使用許可申請書 1通
- 2) 住民票（申込み時点で世帯全員の氏名及び本籍が記載されているもの） 1通
- 3) 下記①②のいずれかの証明書
 - ① 自宅で遺骨を持っている場合・・・火葬証明書
（火葬証明書を紛失した場合は、自宅でお骨を持っていることを証明する地域の民生委員等の証明書）
 - ② 寺院等のお墓に埋蔵もしくはお骨を預かってもらっている場合
・・・寺院等が発行する埋蔵証明書または納骨証明書

(8) 使用料の納入と使用許可書の交付

使用許可申請書受理後、使用料の納入通知書を送付しますので、平成30年9月28日(金)までに使用料を納入してください。

納入確認後、使用許可書を交付します。

(9) その他

平成30年10月から、応募が無かった区画を対象に再募集を行います。詳細については、広報田辺等で改めてお知らせします。

【二次募集 資格要件】

- ① 田辺市に住民登録をしている方。
- ② 現在、市営墓地を持っていない方。
- ③ 市営墓地をお持ちの方で、区画の移動を希望されている方。
ただし、区画の移動は1年以内とし、永代使用料については、移動後の区画の永代使用料を全額納付いただきます。

(10) 問い合わせ先

〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地

田辺市環境課 環境対策係 TEL：0739-26-9927（直通）

募集区画一覧

墓地名 芳養みどり墓地（西墓地）		
住 所 田辺市芳養町1374番地の1		
No	区画番号	永代使用料
1	(返還) 旧畑1段目 40号	80,000
2	(新) 旧畑1段目 52号	80,000
3	(新) 旧畑1段目 53号	80,000
4	(新) 旧畑1段目 54号	80,000
5	(返還) 旧畑1段目 79号	80,000
6	(新) 旧畑1段目 81号	80,000
7	(返還) 旧畑1段目 94号	80,000
8	(新) 旧畑1段目 96号	80,000
9	(返還) 旧畑3段目 177号	65,000
10	(返還) 旧畑3段目 183号	65,000
11	(返還) 旧畑4段目 226号	55,000
12	(返還) 旧畑4段目 227号	55,000
13	(返還) 旧畑5段目 5号	40,000
14	(返還) 旧畑5段目 23号	40,000
15	(返還) 旧山林1段目 1号	70,000
16	(返還) 旧山林1段目 2号	70,000
17	(返還) 旧山林1段目 13号	70,000
18	(返還) 旧山林1段目 40号	70,000
19	(返還) 旧山林2段目 13号	60,000
20	(返還) 旧山林2段目 15号	60,000
21	(返還) 旧山林2段目 68号	60,000
22	(返還) 旧山林2段目 77号	60,000
23	(返還) 旧山林2段目 94号	60,000
24	(返還) 旧山林3段目 109号	50,000
25	(返還) 旧山林3段目 113号	50,000
26	(返還) 旧山林3段目 114号	50,000
27	(返還) 旧山林3段目 115号	50,000
28	(返還) 旧山林4段目 220号	30,000
29	(返還) 旧山林4段目 225号	30,000
30	(返還) 旧山林4段目 229号	30,000
31	(返還) 旧山林4段目 230号	30,000
32	(返還) 旧山林4段目 235号	30,000
33	(返還) 旧山林4段目 236号	30,000
34	(返還) 旧山林4段目 251号	30,000
35	(返還) 旧山林4段目 252号	30,000
36	(返還) 旧山林東奥1段目 338号	70,000
37	(返還) 旧山林東奥1段目 339号	70,000
38	(返還) 旧山林東奥1段目 340号	70,000
39	(返還) 旧山林東奥1段目 344号	70,000
40	(返還) 旧山林東奥1段目 368号	70,000
41	(返還) 旧山林東奥1段目 369号	70,000

墓地名 芳養みどり墓地（東墓地）		
住 所 田辺市芳養町1374番地の1		
No	区画番号	永代使用料
1	207号	95,000
2	351号	95,000

※全て返還区画となります

墓地名 神子浜墓地		
住 所 田辺市文里二丁目32番44号		
No	区画番号	永代使用料
1	あ区画 2号	280,000
2	し区画 18号	280,000
3	ち区画 13号	280,000
4	に区画 19号	280,000
5	ふ区画 23号	280,000

※全て返還区画となります

墓地名 本宮町大居墓地		
住 所 田辺市本宮町大居990番地の1		
No	区画番号	永代使用料
1	13号	260,000
2	58号	260,000

※全て返還区画となります

<p>(新) は造成工事により新たに完成した区画を、 (返還) は返還された空き区画を指します。</p>
--